

2016年12月9日

## Sick Industrial Companies Act の廃止と Insolvency and Bankruptcy Code の大部分の施行

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド政府財務省(Ministry of Finance)が2016年11月25日付で発行した通達により、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Repeal Act, 2003(※Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の廃止のために制定された法律)が2016年12月1日付で施行され、これにより同日付でSick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 が廃止されることとなりました。

また、これと平仄を合わせて、インド政府企業省(Ministry of Corporate Affairs)が11月30日付で発行した通達により、2016年12月1日から、近時インドにおいて成立した一般倒産法であるInsolvency and Bankruptcy Code, 2016の大部分が施行され、会社の倒産手続は、同法に定められている手続によることになりました。

本ニュースレターでは、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の廃止と、Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 の大部分の施行について、解説します。

### 1. Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の概要

インドにおける一般倒産法であるInsolvency and Bankruptcy Code, 2016 が、2016年に成立するまでは、インドには、日本の破産法のような、個人および企業の破産や免責について包括的に規定した倒産法令は存在していませんでした。

一方で、製造業者については、財務状態や経営状態が一定程度悪化した場合、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 と呼ばれる適用対象を限定した一種の倒産法が強制的に適用され、産業金融再生委員会(Board of Industry & Financial Reconstruction (BIFR))と呼ばれる委員会に届出や報告を行った上で、同委員会の監督の下、事業再建を行う必要があることとされていました。

Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の主な特徴は、下記の 2 点です。

- ① 「産業会社(industrial company)」(=工場等で製造業を営む会社)のみを適用対象とする
- ② 産業会社が一定の要件をみたす場合、BIFR への届出や報告が義務付けられる

特に②が特徴的であり、日本の破産法や会社更生法、民事再生法上は、破産等の申立てを行うかどうかを基本的に個人・会社(または債権者)の任意の申立てに委ねているのに対し、インドの Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 は、一定の要件を満たす産業会社に対して、BIFR への届出や報告を法令上義務付けていました。

具体的には、

- (a) 設立から 5 年以上経過しており、会計年度末において純資産額以上の累積損失がある産業会社(=Sick 状態)
- (b) 会計年度末における累積損失額が、直近 4 会計年度中のピークの年度における純資産の 50%以上となる産業会社(=潜在的 Sick 状態)

については、産業金融再生委員会(Board of Industry & Financial Reconstruction (BIFR))と呼ばれる委員会に対し、届出や報告を行った上で、同委員会の監督の下、事業再建を行う必要があることとされていました。

しかしながら、上記 Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の枠組みは、相当長期間にわたって有効に機能しておらず、事業再建を目指す産業会社にとっては実効性が無い(あるいはかえって有害な)存在となっていました。

## 2. Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の廃止

Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 は、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Repeal Act, 2003 の成立により法律自体が廃止されることが予定されていましたが、当該法改正は長らく施行されないまま現在に至っていました。

しかしながら、インド政府財務省(Ministry of Finance)が 2016 年 11 月 25 日付で発行した通達により、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Repeal Act, 2003(※Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 の廃止のために制定された法律)が 2016 年 12 月 1 日付で施行されることとなり、これにより同日付で Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 が廃止されることになりました。

そのため、これまで Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 上の届出・報告要件を満たさないようにするために増資等の対策をとっていた日系企業については、2016 年 12 月 1 日以降は、同法の関係でそのような対策をとる必要はなくなったと考えられます。

### 3. Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 の大部分の施行

インドにおける一般倒産法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 は、2016 年に国会で可決され、同年 5 月に大統領承認を受けて施行可能な法令となりました。

その後、各種定義規定や監督機関である Insolvency and Bankruptcy Board of India の組成に関わる規定等が先行して施行されていましたが、インド政府企業省 (Ministry of Corporate Affairs) が 11 月 30 日付で発行した通達により、2016 年 12 月 1 日から、会社の倒産手続に係る大部分の規定、並びに同法の施行規則及び施行令が、追加で施行されることとなりました。

上記施行により、2016 年 12 月 1 日以降は、会社の倒産手続 (insolvency resolution process) は、同法の規定に従って処理されることとなり、会社の倒産に関する案件は、National Company Law Tribunal と呼ばれる審判機関によって裁定されることとなりました。

なお、同法上の倒産手続は、会社が 10 万ルピー以上の債務につき、債務不履行となった場合に開始可能とされています。

もっとも、今回の Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 の施行は、必ずしも十分な準備に基づいて行われたものとは言えないようであり、実際の手続の進め方において不分明なところも少なくない他、本ニュースレターの日付現在で、管財人に相当する insolvency professionals の登録がなされていないなど、倒産手続がスムーズに実施されるようになるにはまだ時間がかかるものと見られています。

他方で、上述のとおり、2016 年 12 月 1 日付で Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 は廃止されているため、同日以降は、「Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 は廃止されたものの、それに代わりうる一般倒産法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 の施行状況は十分でない」という、一種の空白状態が生じています。

このように、インド政府が、ある程度見切り発車的に Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 を廃止し、Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 を施行した理由については、Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985 は、相当以前から「企業の再建」、「債権者の保護」という立法目的を十分に果たすことができおらず、かえってその存在が円滑な事業再生に有害となっていたとの事情があったからとも見られています。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 琴浦 諒([ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com))  
弁護士 大河内 亮([ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[india-newsletter@amt-law.com](mailto:india-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。